

公 告

下記森林について森林経営管理法第25条第1項の規定により公告する。

令和7年2月20日

飛騨市長
都竹 淳也



記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
神一西漆山 R6 第001号	飛騨市神岡町西漆山字 キビゼ 454-1	111 ハ 51	畑	0.05
	飛騨市神岡町西漆山字 キビゼ 456	111 ハ 51	畑	0.04
	飛騨市神岡町西漆山字 キビゼ 450-4	111 ハ 51	原野・畑	0.02

2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者を確知できないことから行うものである。

3 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して6月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて飛騨市に提出するものとする。

4 前項の規定による申出がないときは、岐阜県知事が森林経営管理法第27条第1項の規定により、裁定をすることがある。

5 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、飛騨市が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。

6 経営管理権に基づき、当該森林について

- (1) 森林経営管理法第33条第1項の規定による飛騨市森林経営管理事業の実施による経営管理
- (2) 森林経営管理法第35条第1項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理のいずれかが行われる。

7 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
----	----	------	-----------------------	---	--------------------------------------	----

①	集積計画の公告の日から	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度初日から起算して5年を経過する日まで 2031. 3. 31	○市は、森林の多面的機能を発揮させるため、飛騨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回以上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ○伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性を及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 ○気象害及び病虫害獣害の確認のため、年1回以上の林道等からの目視による巡視を行う。 ※原則として経営管理実施権の設定は行わない。	○経営管理権に基づき市が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は市のものとし、市から森林所有者に金銭の支払いは行わない。 ○市が経営管理を行う為に要した経費は市が負担する。 ※原則として市は間伐材の搬出・販売は行わない。	○市から森林所有者への金銭支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり
---	-------------	---	---	---	------------------------	--------------------

8 経営管理権及び経営管理実施権の設定に係る法律関係に関する事項

ア 森林所有者が経営管理権集積計画の取消しを望む場合は、飛騨市長の同意が必要である。

イ 経営管理権の設定を受けた飛騨市又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理権が設定された森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できる。

ウ 経営管理権が設定された森林について、災害が生じることで当該経営管理権集積計画に記載された経営管理の内容を実施するが著しく困難となった場合は、受託者である市は経営又は管理をする責任から免れる。また、市が当該経営管理権集積計画を取り消すができる。

エ 経営管理権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属する。

9 縦覧場所

飛騨市役所農林部林業振興課

飛騨市公式ホームページ(<https://www.city.hida.gifu.jp/>)

10 縦覧期間

令和7年2月20日～令和7年8月20日（6か月間）

以上